

扶桑町記念樹配布要綱

(目的)

第1条 この要綱は、専用住宅及び住居部分が2分の1以上の店舗併用住宅（以下、「住宅」という。）の新築、購入若しくは出生等を記念して植栽しようとする者に対し、緑化木を配布することにより、緑化意識の向上と緑化の推進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 記念樹の配布を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。ただし、対象者は扶桑町内に住所を有する者に限る。

- (1) 住宅の新築記念 施主又はその建物に住む者
- (2) 住宅の購入記念 買主又はその建物に住む者
- (3) 出生記念 出生した子どもの保護者
- (4) その他町長が認める記念 記念の対象者又は同居している者

2 前項に定める対象者には、同項各号に定める記念につき1本の苗木を配布する。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げるものに該当するときは、記念樹の配布を受けることができない。

- (1) 国又は地方公共団体が建物を新築又は購入する場合
- (2) 分譲等営利を目的として新築又は購入する場合
- (3) 法令等許認可を要するもので、当該許認可を受けないで建築工事等をした場合
- (4) 町税を滞納している者

(記念樹の配布申請)

第3条 記念樹の配布を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、記念樹配布申請書（様式第1）により、前条第1項に掲げる記念の日から1年以内に町長に申請しなければならない。

(記念樹配布券の交付)

第4条 町長は、第2条第1項の各号に掲げる記念の日を証明するものを確認したときは、申請者に記念樹配布券（様式第2。以下「配布券」という。）を交付する。

2 配布券の再交付は行わないものとする。

(記念樹の配布時期)

第5条 配布の時期は、記念樹の植栽適期を考慮して別に町長が定めることができる。

2 配布券の交付を受けた申請者は、前項に定める期間内に町長が委託した業者(以下「委託業者」という。)に配布券を提出し、記念樹の配布を受けるものとする。

3 申請者は、前項による記念樹の配布時に記念樹受領書(様式第3。以下「受領書」という。)を委託業者に提出するものとする。

4 委託業者は、受領書を取りまとめ町長に提出するものとする。

(記念樹の種類及び選択)

第6条 記念樹の種類は、別に町長が定めるものとし、申請者はその中からいずれか1本の記念樹を選択するものとする。

(記念樹の植栽、管理)

第7条 記念樹の配布を受けた申請者は、扶桑町内に記念樹を植栽し、適正に管理しなければならない。

2 記念樹の枯損については、町及び委託業者は補償しないものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。